

# 令和 7 年度 独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度への加入のご案内

船橋市立小・中学校及び特別支援学校では、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」といいます。)と契約し、**学校管理下で起きた児童生徒の災害**について、災害共済給付を受けられるようにしています。低額な掛金で手厚い保障を受けられることから、**お子様が安心して学校生活を送れるように教育委員会では、原則全員の加入をお願いしております。**

## 1. 給付される事例と給付額の例

### ① 給付対象となる例



授業中にハサミで  
怪我をする



校外学習中に  
虫に刺される



休み時間に  
鉄棒から落下



運動部活動中に  
骨折

### ② 学校管理下とは…

- 授業中  
例:各教科、遠足、就学旅行、大掃除 等
- 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中  
例:始業前、業間休み、昼休み 等
- 学校の教育計画に基づく指導中  
例:部活動、林間学校、臨海学校 等
- 通常の経路及び方法による通学中  
例:登校中、下校中

### ③ 医療費の給付額の例(医療費総額 10 万円のとき)

保護者から病院へ支払う金額(健康保険証を提示した時)が 30,000 円(医療費総額の 3 割)の時、**保護者に給付される金額は 40,000 円(保護者が病院に支払った金額に 1 割(10,000 円)上乘せ)**となります。

医療費の給付以外にも障害見舞金や死亡見舞金の給付もあります。詳細な災害共済給付制度の対象となる災害の範囲及び給付金額は「3.災害共済給付に関する注意事項」を参照してください。

## 2. 加入する・しないに関わらず全員「加入意思確認書(同意書)」を提出してください

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度(以下「災害共済給付制度」といいます。)加入に当たっては、保護者の同意が必要となります。

そのため、**加入する・しないに関わらず全員4月11日(金)まで※にオンライン申請にてお手続きください。オンライン申請を利用いただけない方は加入意思確認書(同意書)の用紙を学校へご提出ください。**

※ 転入生につきましては、転入月の月末までにご提出ください。

同意書は船橋市立小・中・特別支援学校に在学する間は有効のため毎年提出する必要はありません。



↑  
オンライン申請は  
市ホームページか  
らアクセスするこ  
とが可能です。

### 3. 災害共済給付に関する注意事項

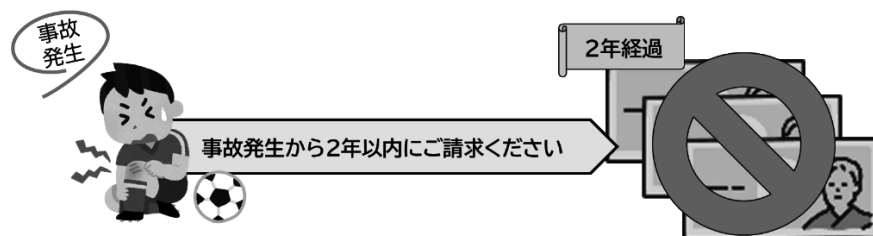
① 災害共済給付制度の対象となる災害の範囲及び給付金額は以下のとおりです。

| 種類 | 災害の範囲                                                                                                                                                              | 給付金額                                                                                                                                                                     |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 負傷 | その原因である事由が <u>学校の管理下(※)</u> で生じたもので、 <u>療養に要する費用の額が5,000円以上(医療機関等の窓口における自己負担額が1,500円以上)のもの</u>                                                                     | 医療費<br>・ <u>医療保険並の療養に要する費用の額の4/10</u> (そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額<br>・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 |
| 疾病 | その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上(自己負担額1,500円以上)のもののうち、内閣府令で定めるもの<br>・学校給食、ガス等による中毒・熱中症・溺水(できすい)<br>・異物の嚥下(えんか)又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎<br>・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病 |                                                                                                                                                                          |
| 障害 | 学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)                                                                                                               | 障害見舞金 4,000万円～88万円<br>〔通学中の災害の場合2,000万円～44万円〕                                                                                                                            |
| 死亡 | 学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡                                                                                                                            | 死亡見舞金 3,000万円<br>〔通学中の場合1,500万円〕                                                                                                                                         |
|    | 突然死<br>運動などの行為に起因する突然死                                                                                                                                             | 死亡見舞金 3,000万円<br>〔通学中の場合1,500万円〕                                                                                                                                         |
|    | 突然死<br>運動などの行為と関連のない突然死                                                                                                                                            | 死亡見舞金 1,500万円<br>〔通学中の場合も同額〕                                                                                                                                             |

② 同一の災害の負傷又は疾病についての、災害共済給付制度から支給される医療費の給付は、**初診から最長10年間**行われます。



③ 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から **2年間**給付申請を行わないときは、時効によって消滅します。



④ 給付事由と同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において給付を行わない場合があります。

⑤ 学校管理下における事故の場合、子ども医療費助成受給券やひとり親家庭等医療費助成受給券は使用しないでください。

⑥ 生活保護を受けている世帯に属する小・中学校(特別支援学校小・中学部含む)の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は受けられませんが、障害見舞金と死亡見舞金の給付が受けられます。

#### 4. 保護者の皆様にお支払いいただく負担金の額

災害共済給付制度の掛金は市からセンターに支払い、その後、掛金の一部を保護者の皆様にご負担していただくことになります。保護者の皆様にお支払いいただく負担金(以下「保護者負担金」といいます。)の額は下表のとおりです。

| 学校種別                  | 保護者負担金(年額) | 共済掛金の額(年額)※ |
|-----------------------|------------|-------------|
| 小・中学校(特別支援学校の小・中学部含む) | 460円       | 935円        |
| 特別支援学校の高等部            | 1,290円     | 2,165円      |

※ 共済掛金の額と保護者負担金の差額は市が負担します。

また、以下の場合については保護者負担金が免除となります。

- ① 5月1日時点で生活保護や船橋市の就学援助の認定を受けている世帯
- ② 国外からの転入者等で年度途中から災害共済給付制度に加入し、加入同意時点で生活保護や船橋市の就学援助の認定を受けている世帯

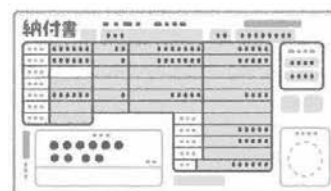
なお、保護者負担金を支払った後で、5月1日にさかのぼって生活保護や就学援助の認定を受けた場合は、保護者負担金をお返しいたします。

※ 年度途中に船橋市の学校に転入される方で、前の学校で災害共済給付制度に加入済の方は、翌年度から保護者負担金をお支払いいただくことになります。なお、その場合でも同意書の提出をお願いしています。

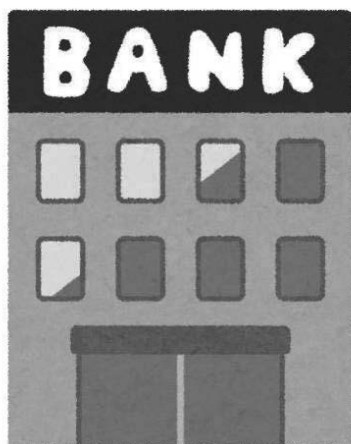
#### 5. 保護者負担金のお支払方法は、口座振替と納付書払いの2種類の方法があります

お支払方法は、「口座振替」と市が発行する納付書を金融機関の窓口にお持ちいただいてお支払いいただく「納付書払い」の2種類の方法があります。

口座振替依頼書の提出がない場合は「納付書払い」となります。



#### 6. 口座振替依頼書は、市内に本支店のある金融機関の窓口へ提出してください



口座振替に当たっては、口座振替依頼書を金融機関に提出してください。ご指定いただいた口座は、船橋市立の小・中・特別支援学校に在籍している間、継続してご利用いただくことができます。また、還付金がある場合、ご指定いただいた口座が還付金の振込用口座にもなります。

残高不足等で引き落とされなかった場合、再度の引き落としはありませんので、納付書を使用して金融機関の窓口で納付していただくこととなります。

口座振替依頼書の記載方法や口座振替が可能な金融機関については、口座振替依頼書の1枚目の記入例をご参照ください。口座振替に係る手数料は、市が負担します。

口座振替依頼書は学校給食費と兼用のため、同時にお申込みいただくことができます。

## 7. 口座振替依頼書の提出はお早めをお願いいたします

口座振替依頼書が提出されてから、口座登録の手続きが完了するまで、2 か月程度かかります。

提出時期によっては口座振替日までに口座の登録が間に合わない場合があります。その場合は、納付書を送付することをご了承ください。翌年度から支払い方法が口座振替に切り替わります。



## 8. 保護者負担金の口座振替日・納期限は毎年9月末日です

保護者負担金の口座振替日・納期限は、毎年9月末日です。9月末日が土・日・祝日等の場合は、翌営業日が口座振替日・納期限となります。具体的な日付等については、毎年9月上旬に「納入通知書」又は「納入通知書兼納付書」を配付してお知らせいたします。納入通知書や納付書には「市立学校センター負担金」と表示されます。

※ 年度途中に転入された方で9月の口座振替日・納期限までに納入通知書等の発送が間に合わない場合は、10月以降に随時「納入通知書兼納付書」を送付いたしますので、金融機関の窓口でお支払いください。



## 9. 災害共済給付制度加入手続き、加入者情報管理等に関する注意事項

- ① 災害共済給付制度加入者の情報管理、共済の給付、負担金の請求、督促その他必要な手続きの範囲において、船橋市教育委員会と関係する市の組織及び学校間で、児童生徒及び保護者の皆様の情報を共有させていただきます。
- ② 災害共済給付制度への加入手続きにおいて、同意書に保護者名を 2 名記入いただいた場合、保護者負担金について、他の連帯債務者に生じた事由（請求や債務の承認等）が、もう一方の連帯債務者に対する事由として効力が生じることに、同意したとみなします。
- ③ 口座振替により船橋市歳入金として収納された場合の領収書は発行いたしませんので、通帳をご確認ください。
- ④ 災害共済給付制度への加入に同意いただいているにもかかわらず、負担金を納付いただけない場合、災害共済給付を受けられません。

また、「災害共済給付制度に加入する意思なし」として加入の取下げがなされたものとみなし、翌年度以降の災害共済給付制度加入の対象外とさせていただく場合があります。

災害共済給付制度については市 HP でもご覧いただけます。



## 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度及び保護者負担金に関するQ&A

Q.1

子ども医療費助成制度で医療費の自己負担が1回300円になりますが、災害共済給付制度に加入するメリットは何ですか？

A.1

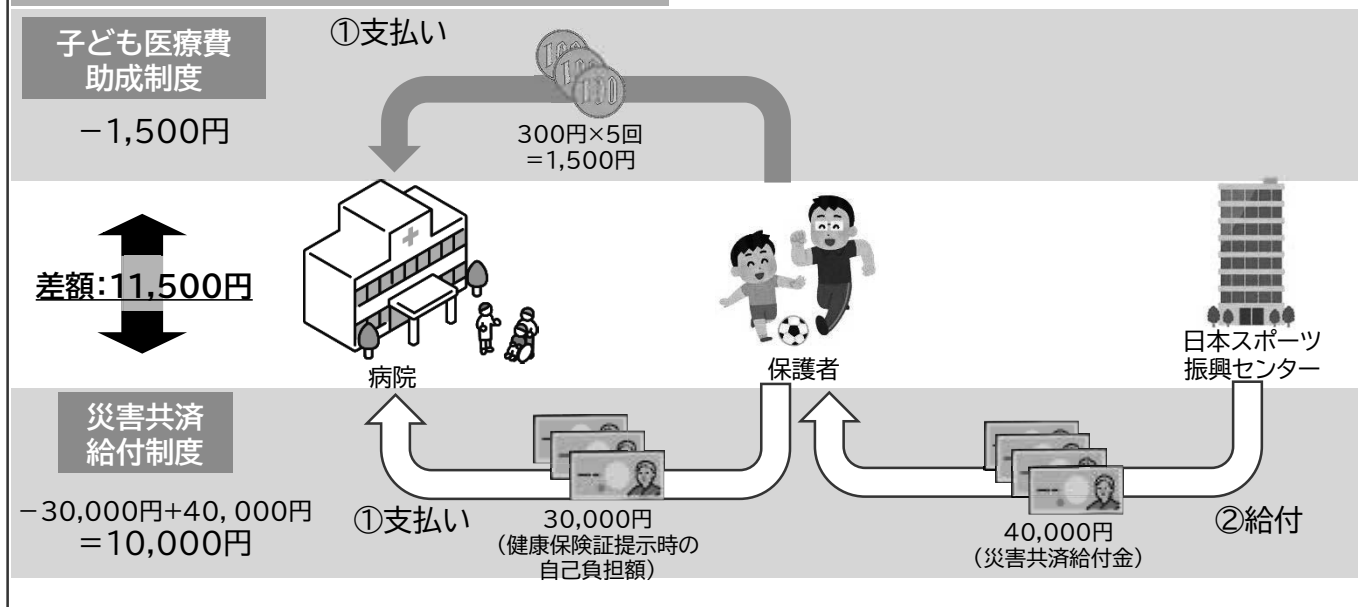
災害共済給付制度から支給される医療費の額は、**総医療費の4割**となります。(健康保険証を提示した場合の)自己負担3割分が全て給付されることに加えて1割多い額が給付されるため、その1割分を通院のための交通費に当てられるなどのメリットがあります。

また、同一の負傷・疾病に関する医療費の支給期間は、**診療開始日から最長10年**と、長期間であることもメリットと言えます。

このほか、児童生徒間の加害行為であっても、特に悪質な場合を除いてセンターが給付を行い、加害児童生徒に損害賠償の請求をすることは差し控えることとなっています。これは、児童生徒間や保護者間の関係悪化を防ぐことで、学校教育の円滑な実施の一助とすることを目的としています。

医療費の給付以外にも障害見舞金や死亡見舞金の給付があります。

イメージ:総医療費10万円、受診回数5回の場合



Q.2

PTA連合会から案内のあった「小学生・中学生総合補償制度」等、民間の保険会社の保険に加入していますが、災害共済給付制度には加入しなくても良いですか？

A.2

災害共済給付制度は、学校管理下における児童生徒のケガに対する医療費等の給付を行うものです。**そのため、学校管理外でのお子様のケガや、お子様が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたときの損害賠償については補償されません。**PTA連合会から案内のある保険やその他民間の保険とは、保険の種類や給付の対象等が異なりますので、詳しくは各保険会社にお問い合わせください。

なお、災害共済給付制度は、**民間の保険から給付を受けた場合でも給付を受けることができます**こと、低額な掛金(小・中学校:460円、特別支援学校高等部:1,290円)で手厚い保障が受けられることから、加入をお願いしております。

Q.3 子ども医療費助成制度やひとり親家庭等医療費助成制度と併用できますか？

**災害共済給付制度と子ども医療費やひとり親家庭等医療費の助成制度と併用はできません。**

A.3

災害共済給付制度の対象にならない等、災害共済給付制度を利用しない場合は、一度医療機関窓口で総医療費の3割(保険証のみ使用)分を支払い、後日償還払いの申請をすることで子ども医療費やひとり親家庭等医療費の助成を受けることができます。  
(各医療費の助成制度や受給券については、子育て給付課までお問い合わせください。  
TEL:047-436-2316)

Q.4 加入を希望しない場合でも、オンライン申請や紙の同意書を提出する必要がありますか？

A.4

**災害共済給付制度に加入する・しないにかかわらず全員手続きが必要です。**なお、転入者以外、**年度途中の加入はできません**のでご注意ください。

Q.5 船橋市外に転出した場合、災害共済給付制度についてはどのような手続きが必要ですか。

A.5

5月2日以降に船橋市から転出された場合、その年度の災害共済給付制度加入に係る保護者負担金は船橋市に納付いただきます(納入通知書等が送付されます)。  
また、その年度中の加入に関する情報は転出先の学校に引き継がれるため、万が一、学校管理下で怪我等された場合にご利用いただけます。

Q.6 オンライン申請ができない場合はどうすればよいですか？

A.6

同意書や加入取下書等の書類は船橋市ホームページ上で様式を公開しているほか、各学校にて取扱いがございます。  
必要に応じて印刷するか学校にご連絡ください。

Q.7 解約したい場合、どのような手続きが必要ですか？

A.7

解約したい年度の4月末までにオンライン申請もしくは加入取下用紙を学校に提出してください。  
なお、5月以降の取り下げの場合、すでにその年度は加入済みのため、負担金はお支払いいただく必要があります。日割や月割はありません。



Q.8 口座振替で支払うにあたって、給食費とは別の口座を指定することは可能ですか？

A.8

給食費の口座と異なる口座を指定することは可能です。その場合、口座振替依頼書をそれぞれ提出いただく必要があります。  
口座振替依頼書は学校にて取扱いがございましたので、学校にご要望いただきますようお願いいたします。

Q.9 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？

A.9

納付書にてお支払いいただくこととなります。

Q.10 口座振替依頼書を書き損じてしまった場合、どうすればよいですか？

A.10

金融機関提出用の用紙に二重線及び訂正印をすることでそのままご利用いただけます。  
また、書き損じの範囲が広く訂正印の対応が難しい場合は学校にて口座振替依頼書の取扱いがありますので、学校にご要望いただきますようお願いいたします。

Q.11 共済掛金保護者負担金を滞納した場合はどうなりますか？

A.11

納期限までに納付が確認できない場合、督促状や催告書等を送付いたします。この場合、口座振替登録をされている方であっても、納付書を使用して納付していただくこととなります。また、滞納年数によっては遅延損害金が発生する場合があります。  
納付のお願いをしても保護者負担金を納付いただけない場合、「災害共済給付制度に加入する意思なし」として同意の取下げがなされたものとみなし、翌年度以降の加入対象外とする場合もあります。このほかに、災害共済給付が受けられませんので、ご注意ください。

Q.12 学校部活動で保険加入が必要と言われましたが、災害共済給付制度は対象となりますか？

A.12

災害共済給付制度も学校部活動で利用可能な保険の対象となりますが、学校からその他民間の保険等への加入案内があった場合は、保障の範囲が重複する可能性があるため、学校にご確認いただきますようお願いいたします。  
また、学校部活動で出場する大会等で出場条件に「保険に加入していること」とある場合、災害共済給付制度は出場条件を満たす保険の対象となります。

災害共済給付制度や申請内容についてのお問い合わせはこちら

船橋市教育委員会学校教育部  
保健体育課児童・生徒防犯安全対策室  
TEL:047-436-2876  
E-mail:jidoseito@city.funabashi.lg.jp

制度に関するホームページはこちら

